

平成 27 年 4 月 17 日

平成 27 年(行ノ)第 1 号 公務談合損失補填請求控訴事件

上告人 岩崎 信

被上告人 延岡市長 首藤正治

原審 福岡高等裁判所宮崎支部 平成 26 年(行コ)第 9 号

原審 宮崎地方裁判所平成 25 年(行ウ)第 6 号

上告受理申立理由補充書

最高裁判所 御中

上告人 岩崎 信

上告受理申立の理由を次の通り補充する。

理由の補充

1. 4 月 15 日付上告受理申立理由書 34 頁、24. 釈明審尋義務違反、審理不尽について：

名古屋地判平成 21 年 12 月 11 日 平成 19 年(ワ)第 360 号損害賠償請求事件によれば、次の判示があり、原告(上告人)の主張もこのとおりである。

すべての入札参加者間で公正な価格競争を排除する受注調整が図られたことが認められる場合には、仮に公正な価格競争が行われても、現実の落札価格ないし契約金額を下回る価格で入札をする業者がなかったことをうかがわせる特段の事情がない限り、想定落札価格（談合行為がなく公正・自由な価格競争が行われた場合に形成されたとであろう落札価格）を上回る契約金額で請負契約が締結され、発注者にその差額分の損害が生じたものと推認するのが相当である。

しかるに、本件各工事について原告が設定した予定価格との関係において、本件 5 社の価格競争力を前提としてもコストダウンに限界があり、現実の契約金額（本件各工事については、予定価格と一致する。）を下回る価格での応札が不可能であったものとは、本件全証拠によっても認められず、仮に公正な価格競争が行われても、現実の契約金額を下回る価格で入札をする業者がなかったことをうかがわせる特段の事情は認められない。

したがって、本件各工事に関する談合により、原告には、想定落札価格と現実の契約金額との差額分の損害が生じたものというべきである。

名古屋地判平成 21 年 12 月 11 日 平成 19 年(ワ)第 360 号損害賠償請求事件 http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=38426

この判例が最高裁で覆されたとの記録はないので、原審判決は最高裁判例と相反する判断があるといえる。(民訴法 318 条、上告受理理由)

2. 上告受理申立理由書 34 頁、24. 釈明義務違反、審理不盡について：

甲 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59 号証により、図書館システムには多様な選択肢があり、システムの移行によりコストが半分以下、5 分の 1 以下になった事例があることが認められる。延岡市立図書館においても競争入札に付し、コスト削減努力を怠らなければ、5 分の 1 以下のコストで収まったはずである。5 分の 4 以上の損害賠償責任を負う。

2014 年の国会図書館の次期システム競争入札に際し、国会図書館の保守運用業務を担当する日立製作所の社員が、入札に関する他社の提案や見積書を不正に取得し、営業担当者ら 4 人に情報を提供したことが報じられている。(甲 55)

図書館システムの競争入札に際しても不正が横行しており、本件延岡市立図書館の官製談合もその一つである。

3. 上告受理申立理由書 15 頁、10 口頭弁論の公開の規定に違反したことについて：

1 月 30 日の判決期日は他の 6 事件の判決期日と同一の日時であった。

理論的に、同一裁判官が同一日時に複数の事件の判決口頭弁論を行うことは不可能であるから、このような期日の指定は違法である。

実行不可能な口頭弁論期日を指定することは、指定された当事者及び一般公衆傍聴人に対して、口頭弁論を公開しなかったこととなる。判決口頭弁論の公開の規定に違反したといえる。

同一日時に指定することにより、裁判官が、判決のための時間を全く取る気がないことが示されており、当事者の憲法上の基本権、法的審尋請求権を侵害するものである。人間の尊厳を侵すものである。憲法 13 条、32 条に適合しない。

4. 上告受理申立理由書に述べられた理由により、多くの点で、原審判決は日本の最高裁判所に相当するドイツ連邦憲法裁判所の判例に相反する違憲な判決であるから、上告受理理由となる。(甲 50, 49, 38)

両国において効力を有する市民的政治的権理国際規約に規定される基本的人権が両国で異なることがないように、憲法の規定における基本的人権も両国で異なることはない。

以上